

## 久喜市会計規則の一部を改正する規則

久喜市会計規則（平成22年久喜市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

（公金事務の委託）

第23条 歳入徴収権者は、法第243条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、法第243条の2第2項の規定により当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称等について告示しなければならない。

第24条第1項中「歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第24条の2を次のように改める。

（指定納付受託者の指定）

第24条の2 歳入徴収権者は、法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したときは、法第231条の2の3第2項の規定により当該指定納付受託者の名称等について告示しなければならない。

第24条の3及び第24条の4を削る。

第25条第3項中「県民税」を「県民税及び森林環境税」に改める。

第31条中「令第165条の4」を「令第165条の3」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日において現に歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けて

いる者については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。